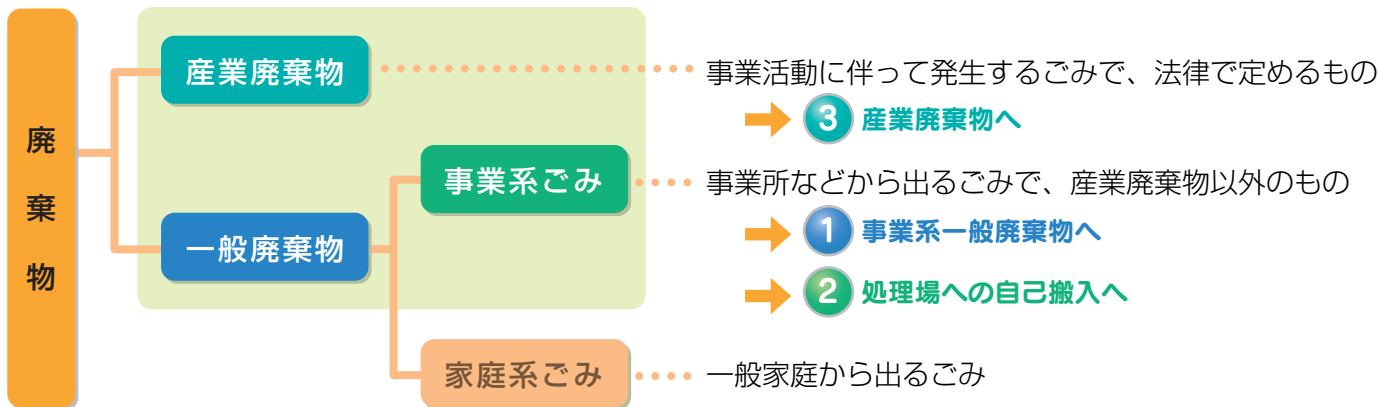


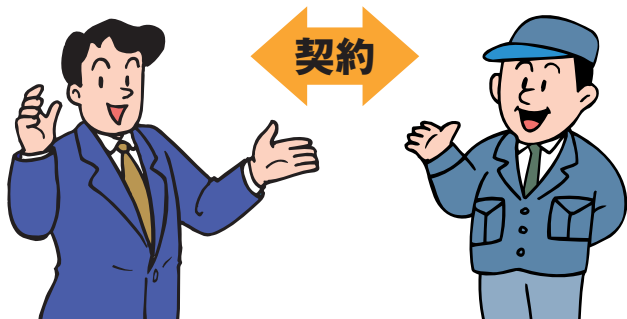
# 事業系ごみの正しい出し方



**事業者の責務** 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条】  
 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## 1 事業系一般廃棄物

春日市内で発生した事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理を依頼する場合は、春日市が指定した「ごみ収集・運搬許可業者」に収集の依頼（契約）を行ってください。



事業者

許可業者

- ※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、業として、それらの行為を行うことは、法律で禁止されています。
- ※ごみを野焼きやドラム缶、焼却炉（許可を受けたものを除く）で燃やすことは、法律で禁止されています。

### 春日市のごみ収集・運搬許可業者

春日市では、地区ごとに、担当のごみ収集・運搬許可業者が決められています。

地区名	担当許可業者
泉、一の谷、大土居、春日（5・6・8～10丁目）、上白水、下白水北、下白水南、白水池、白水ヶ丘、須玖北、須玖南、惣利、塚原台、天神山、昇町、平田台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘	（有）共栄資源管理センター ☎ 592-2502 白水ヶ丘1-85
春日公園、春日原、春日原南、桜ヶ丘、サン・ビオ、宝町（伯玄町2丁目を除く）、千歳町、光町、日の出町、大和町	（株）クリーン春日 ☎ 582-1008 ☎ 582-1018 大和町1-2
大谷、岡本、春日（1～4・7丁目、原町1・2丁目）、小倉、小倉東、伯玄町2丁目、ちくし台、弥生、若葉台西、若葉台東	（有）春日総業 ☎ 592-2621 紅葉ヶ丘東1-28

受付/月～金曜日（祝日・ごみ収集休み期間を除く） 9:00～16:00

※事業用指定ごみ袋の代金（処理手数料）のほか、収集運搬料金が別途必要です。

※収集できないごみ（処理困難物など）もあります。事前に、担当許可業者に確認してください。

## ●ごみの出し方

ごみは、下記の分別表に従って分別し、必ず春日市の事業用指定ごみ袋に入れて(粗大ごみは粗大ごみシールをはって)出してください。

分別の種類	袋の種類	ごみの種類・出し方
燃えるごみ	燃えるごみ	厨芥ごみ、紙くず (できるだけ古紙リサイクルへ)、 プラスチック・発泡スチロール (事業活動で生じたものを除く)、 木製品 
ペットボトル 白色トレイ	ペットボトル 白色トレイ	ペットボトル  マークのついた、飲料用・しょうゆ・酒類用の容器 →キャップをはずす →水洗 →軽くつぶす 白色トレイ 発泡スチロール製の平方トレイで、白色、つまようじがつきささるもの →ラップ・シールをはがす →水洗 →重ねる ※色つきトレイ・納豆容器・カップめん容器は「燃えるごみ」へ。 
びん・カン	燃えないごみ	食べ物・飲み物の空きカン、空きびん ※一辺が20cmを超えるカンは「陶器・金属」へ。 キャップや王冠は、材質ごとに「燃えるごみ」、「陶器・金属」へ。 中身を出して軽く水洗い 
陶器・金属	燃えないごみ	陶磁器、金属製品、ガラス製品(びんを除く)、小型の電化製品、白熱球、スプレー缶、カセットボンベ ※割れたガラスや包丁、鋭利なものは紙で包む。 スプレー缶やカセットボンベは、穴を空けずに中身を完全に使い切ってください。 
粗大ごみ	粗大ごみシール (家庭用と同じ)	・毎月20日(休みの場合は前営業日)までに、担当許可業者に電話で申し込み、粗大ごみシールをはって出す。 ・縦、横、高さの合計が2.5m未満で重量25kg未満のごみはシール1枚、それ以上のごみはシール2枚が目安。 ※業務用の大型電化製品や機械、家電5品目、ショーケース、パソコン、処理困難物などは収集できません。 ※粗大ごみシール(1枚500円)は、スーパーやコンビニエンスストアなどで販売しています。
有害ごみ		蛍光管、水銀体温計、乾電池(マンガン乾電池、アルカリ乾電池) ※収集方法は、担当許可業者に問い合わせてください。 

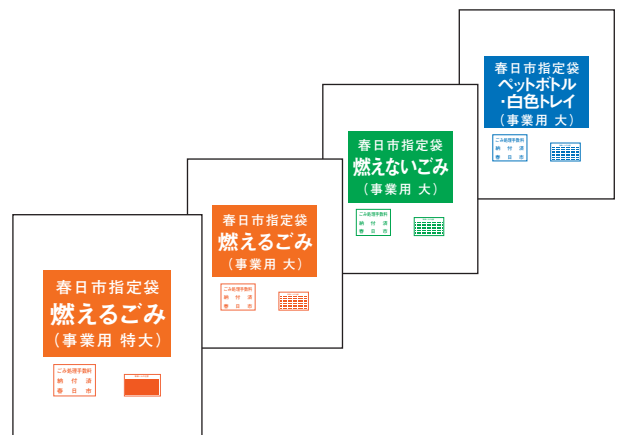
## ●事業用指定ごみ袋

事業用指定ごみ袋は、担当許可業者、春日市商工会(☎581-1407)、春日市役所ごみ減量推進課で販売しています。

燃えるごみ	特大(70ℓ)	1,400円/10枚
	大(45ℓ)	900円/10枚
燃えないごみ(45ℓ)		900円/10枚
ペットボトル・白色トレイ(45ℓ)		900円/10枚

(すべて税込み)

※事業所(個人店舗なども含む)で発生したごみを、家庭用指定ごみ袋で出すことはできません。



# 2

## 処理場への自己搬入

春日市内で発生した事業系ごみは、処理場へ自己搬入（持ち込み）することができます。燃えるごみと燃えないごみに分別して、それぞれの処理場へ持ち込んでください。

なお、産業廃棄物、家電5品目、パソコン、バイク、処理困難物は持ち込めません。

### 燃えるごみ

「燃えるごみ」・「燃える粗大ごみ」

福岡市南部工場  
**クリーンパーク南部**  
 ☎ 595-0225  
 下白水104-5

受付／月～土曜日  
 （年末年始、定期点検日を除く）  
 時間／8:30～16:00  
 処理料／10kgにつき140円  
 ※予約が必要です。



### 燃えないごみ

「びん・カン」・「陶器・金属類」  
 「ペットボトル・白色トレイ」  
 「有害ごみ」・「燃えない粗大ごみ」

春日大野城衛生施設組合  
**春日大野城リサイクルプラザ**  
 ☎ 596-7066  
 春日公園6-2

受付／月～金曜日・第3日曜日  
 （祝日・年末年始を除く）  
 時間／8:30～11:30、13:00～16:00  
 処理料／10kgにつき140円  
 ※予約は不要です。

**自己搬入ごみ事前受付センター**（受付時間／月～土曜日 8:30～16:00）

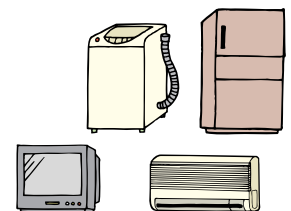
☎ 433-8234 <http://uketuke-kankyo.city.fukuoka.jp/>

※燃えるごみの自己搬入は、事前予約が必要です。

## 市で処理できないもの

### ■家電リサイクル

家電5品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）は、メーカーでのリサイクルが義務づけられています。担当収集業者かベスト電器福岡地区サービスセンター（☎632-6155）に収集依頼をしてください。  
 ※業務用は、メーカーなどに引き取ってもらってください。



### ■事業系パソコンリサイクル

デスクトップ型・ノートブック型のパソコン本体と、ブラウン管・液晶のディスプレイは、メーカーで引き取ってリサイクルしています。直接、パソコンメーカーに申し込んでください。

**事業系PCリサイクル** <http://www.pc3r.jp/office.html>



### ■バイクのリサイクル

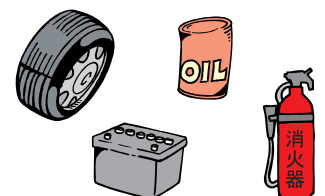
自動二輪車や原動機付自転車は、指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店で引き取ってもらってください。

**自動車リサイクル促進センター** <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



### ■処理困難物

タイヤ、オイル、バッテリー、自動車の部品、ガスボンベ、消火器、建築廃材、ブロック、瓦、焼却灰、ペンキ、シンナー、化学薬品、肥料、土、砂、耐火金庫、電気温水器、ピアノ、ボウリング球、感染性廃棄物、業務用機械、PCBを含むものなど、販売店やメーカーに引き取ってもらうか、専門の処理業者などに依頼してください。

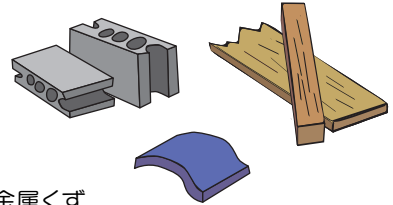


# 3

## 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち法律で定めるものです。次の20種類が規定されています。産業廃棄物の収集・運搬許可業者に、処理を依頼してください。

1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類
7. 紙くず(建設業、紙製造業、製本業などの排出物)
8. 木くず(建設業、木材製造業などの排出物)
9. 繊維くず(建設業、繊維工場の排出物)
10. 動植物性残さ(食品・医薬品・香料製造業の排出物)
11. 動物系固形不要物(と畜場・食鳥処理場の排出物) 12. ゴムくず 13. 金属くず
14. ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず 15. 鋤さい 16. がれき類(工作物の新築・改築・除去に伴うコンクリートなど)
17. 家畜のふん尿(畜産農業の排出物) 18. 家畜の死体(畜産農業の排出物) 19. ばいじん
20. 上記の産業廃棄物を処分するために処理されたものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの。



産業廃棄物の  
問い合わせ先

(社) 福岡県産業廃棄物協会  
福岡県筑紫保健福祉環境事務所

☎ 651-0171  
☎ 513-5586

# 4

## リサイクル

### ● 食品リサイクル法

食品関連事業者<sup>※1</sup>が、食品廃棄物<sup>※2</sup>を発生抑制、再生利用<sup>※3</sup>、減量<sup>※4</sup>することで、循環型社会を目指すための法律です。全ての食品関連事業者に、この法律が適用されます。

- ※1 食品製造・加工業者、卸・小売業者、飲食店など。
- ※2 食品製造過程での動植物残さ、流通過程での売れ残り、消費段階での調理くずや食べ残し。
- ※3 飼料、肥料、油脂製品などに利用。
- ※4 脱水、乾燥、発酵など。

よくわかる食品リサイクル法…<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/shoku/>

### ● 古紙リサイクル

事業所から排出される紙類を分別しリサイクルしましょう。  
分別すれば、環境にやさしいばかりか、事業所の経費節減にもなります。

#### ■ リサイクル可能な紙の種類 (3種類に分別してください)

1. 新聞紙 2. ダンボール
  3. 雑誌・雑紙(OA用紙、パンフレット、菓子箱、ビニールを取ったティッシュ箱など)
- ※感熱紙、カーボン紙、ビニール加工紙、銀紙、ワックス加工紙、油紙などは回収できません。



#### ■ 収集方法 (いずれかの方法です)

- ・ 担当許可業者へ種類別に分別して出す(指定ごみ袋はいりません)。
- ・ 古紙回収業者に直接収集依頼をする。



- ※古紙回収業者によっては、牛乳パックやシュレッダー紙も収集できます。
- 古紙回収業者については、市ごみ減量推進課にお問い合わせください。



問い合わせ 春日市ごみ減量推進課 ☎ 092-584-1111

**R100**  
古紙配合率100%再生紙を使用しています  
H19.1作成